

# 三田市と国立大学法人兵庫教育大学との連携協力に関する協定書

三田市(以下「甲」という。)と国立大学法人兵庫教育大学(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、教育、文化、産業、福祉、まちづくり等などの分野において互いに協力し、甲のまちづくりと乙の発展等に寄与することを目的とする。

## (協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) 学校教育の振興及び発展に関する事項
- (2) 社会教育・文化・スポーツの振興及び発展に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) 地域福祉向上に関する事項
- (5) まちづくり・産業振興に関する事項
- (6) 国際交流に関する事項
- (7) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

## (経費)

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

## (期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (連絡調整)

第5条 第2条の連携協力を円滑に進めるため、甲・乙それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行うものとする。

## (協議)

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件、その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

平成28年12月5日

甲 三 田 市 長

森 哲 男



乙 国立大学法人兵庫教育大学学長

福 田 光 実

